

令和3年度 交通・生活安全市民運動実施要綱

交通安全

1 交通安全市民運動

(1) 趣 旨

令和2年の市内の交通事故状況は、人身事故件数・負傷者数のいずれも減少しましたが、交通事故死者数は42人で、前年より9人増加し、多くの尊い命が失われています。

交通安全は、一人ひとりが交通ルールやマナーを守ることが重要です。市民運動の推進により、交通ルールの遵守とマナーの向上、安全意識の高揚を図ります。

(2) スローガン

マナーアップなごや なくそう交通事故 ～広めよう 交通安全スリーS運動～

(3) 年間の重点事項

- 高齢者の交通安全 ○子どもの交通安全 ○ドライバーの交通安全
- 自転車の安全利用促進
- 後部座席を含む全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用徹底
- 飲酒運転の根絶 ○違法駐車 of 追放

(4) 推進する運動

(ア) 強調期運動

- | | |
|-------------------|------------------|
| ①春の交通安全市民運動（全国一斉） | 4月 6日～15日（10日間） |
| ②夏の交通安全市民運動 | 7月11日～20日（10日間） |
| ③秋の交通安全市民運動（全国一斉） | 9月21日～30日（10日間） |
| ④年末の交通安全市民運動 | 12月 1日～10日（10日間） |
| ⑤自転車安全利用促進強調月間 | 5月、11月（各1か月間） |
| ⑥名古屋さわやかロード月間 | 6月（1か月間） |
| ⑦飲酒運転根絶強調月間 | 12月（1か月間） |

(イ) 強調日運動

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ①交通事故死ゼロの日 | 毎月10日・20日・30日 |
| ②シートベルト・チャイルドシートの日 | 毎月20日 |
| シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間 | 2月11日～20日 |
| ③高齢者交通安全週間 | 9月14日～20日 |



(5) 実施事項

高齢者の交通安全

高齢者の交通事故を防ぐため、高齢者自身が運動機能等の変化に応じた安全な行動をとり、交通ルールを守るよう、周囲から積極的に働きかけましょう。

○家庭では

- ・加齢に伴う運動機能等の低下により、交通事故の危険性が高まっていることなど、高齢者自らが理解するよう、話し合ひましょう。
- ・外出時には、交通安全についてひと声かけ合ひ、特に早朝、夕暮れ時、夜間など、暗い時間には、明るく目立つ色の服装や反射材を着用するよう勧めましょう。
- ・被害軽減(自動)ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した車「安全運転サポート車」や後付けのペダル踏み間違い防止装置の利用を検討しましょう。なお、運転に自信のない方に対しては、運転免許の自主返納を勧めるとともに、体調がすぐれないときには、運転を控えるように呼びかけましょう。

○地域・職場では

- ・老人クラブ活動などの高齢者が集う場で、暗い時間帯の反射材の効果や交通安全について話し合い、交通安全意識の高揚を図りましょう。
- ・交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を中心に、見守り活動等の高齢者と日常的に接する機会を利用し、交通安全についてひと声かけ合うことにより、交通ルール遵守の意識を高めましょう。
- ・交通事故の危険性や自身の運動機能等の変化の自覚を促すため、参加体験型の交通安全教室の開催を推進しましょう。

子どもの交通安全

子どもが事故にあわないように、周りの大人は常に気を配るとともに、子どもが自分の身を守る方法を身につけるため、家庭・学校での交通安全教育や地域での交通安全活動を推進しましょう。

○家庭では

- ・交通社会の一員であるという自覚を持たせるよう、交通ルールやマナーについて繰り返し話し合ひましょう。
- ・シートベルトやチャイルドシート、自転車ヘルメットの正しい着用を徹底しましょう。

○地域・学校では

- ・参加体験型の交通安全教室の開催を推進し、地域・学校でマナーアップを図りましょう。
- ・通学路や通園路、幼児が日常的に集団で移動する経路などの点検を行い、登下校時等の安全確保に努めましょう。
- ・危険な行動をする子どもを見かけたら声をかけましょう。

ドライバーの交通安全

ドライバーは、子どもや高齢者の特性を理解し、子どもや高齢者を見かけたらスピードを落とす、道を譲るなどの「思いやり運転」を心掛け、早めにライトを点灯する「ライト・オン運動」の推進や対向車や先行車がない場合のハイビームの活用などにより、歩行者などを見落とさないようにしましょう。また、横断歩道で歩行者を見かけたら必ず止まるといった「歩行者保護」を実践しましょう。

○家庭では

- ・加害者になる可能性があることを認識させ、交通ルールの遵守と安全確認の重要性を話し合ひましょう。
- ・運転しながらのスマートフォンなどの使用を絶対にしないことを約束しましょう。
- ・車を運転する際は、周りの車の動きなどに注意し、安全な速度での運転を心掛け、十分な車間距離を保つとともに、無理な進路変更や追越し等は絶対にしないことを約束しましょう。

○地域・学校・職場では

- ・交通事故被害者の心情等、交通事故の悲惨さについて理解を深め、交通事故を起こさない気運の醸成に努めましょう。
- ・二輪車・原付は他の車両から見えにくいことがあるため、慎重な運転を心掛けるよう呼びかけましょう。

自転車の安全利用促進

自転車は手軽で便利な乗り物ですが、車両であり、事故の加害者になる可能性もあります。自転車は車両であるとの認識を持ち、交通ルールやマナーを遵守するよう、広報啓発活動や交通安全教育を行うとともに、ヘルメットを着用するよう強く呼びかけましょう。

○家庭では

- ・ 自転車は車両であることを認識させ、信号を守ることや一時停止するなどの交通ルールやマナー遵守の重要性について認識するよう話し合しましょう。
- ・ 自転車利用者が事故の加害者になる可能性があることを認識し、万が一の場合にも被害者を保護できるように自転車事故に備えた保険に加入しましょう。

○地域・学校・職場では

- ・ 参加体験型の自転車教室を開催するなど、交通ルールの周知に努めましょう。
- ・ 交通安全キャンペーンなどを通じて、自転車運転中のスマートフォンなどの使用や傘差し運転の禁止など、交通ルールやマナーを周知し、交通安全意識を高めましょう。
- ・ 自転車には反射器材をつけるとともに、夕暮れ時や夜間に利用するときは必ずライトを点灯するよう呼びかけましょう。

後部座席を含む全ての座席の シートベルト・チャイルドシートの正しい着用徹底

シートベルト非着用者の致死率は、高速道路で着用者の約 11.7 倍、一般道路で着用者の約 3.3 倍。チャイルドシート非着用者の致死率は、着用者の約 11.1 倍。シートベルト・チャイルドシートの着用が交通事故の被害軽減に寄与しています。後部座席を含む全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの着用を徹底しましょう。

○家庭・地域・職場では

- ・ シートベルト・チャイルドシート着用時の安全性、非着用時の危険性を周知し、シートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底するよう呼びかけましょう。
- ・ チャイルドシートは、体格にあった物を選び、取扱説明書をよく読んで正しく使用しましょう。

飲酒運転の根絶

飲酒運転は悪質な犯罪です。飲酒時は、感覚機能や運動機能に加え、注意力、判断力などが低下します。そのような状態での運転は大変危険で、重大事故を引き起こす原因となります。

○家庭・地域・職場では

- ・ 「飲酒運転四（し）ない運動(※)」を、家庭、地域、事業所ぐるみで強力に推進し、飲酒運転の根絶を図りましょう。また、ハンドルキーパー運動を推進しましょう。
(※) 四（し）ない…運転するなら飲まない、飲んだら運転しない、運転する人にすすめない、飲んだ人に運転させない
- ・ あらゆる機会に、飲酒運転の悪質性や危険性について話し合しましょう。
- ・ 飲食店などでは、飲酒運転をしないよう、また、させないよう呼びかけましょう。

違法駐車 の 追放

違法駐車・青空駐車は交通渋滞や交通事故の原因となります。また、緊急車両の通行を妨げるおそれがあります。違法駐車・青空駐車をなくすため、取締りと連携した啓発活動を進めましょう。

○家庭・地域・職場では

- ・車はわずかな時間でも駐車場に止めるよう徹底しましょう。
- ・道路を駐車場代わりに利用しないよう地域で話し合しましょう。
- ・各警察署や関係機関と連携した違法駐車パトロール等追放活動を推進し、違法駐車追放の気運を盛り上げましょう。

生活安全

2 生活安全市民運動

(1) 趣 旨

市内における令和2年中の刑法犯認知件数は前年より減少しました。

しかし、政令指定都市ワースト2位の状態にあり、犯罪が他都市と比べ多発している状況に変わりなく、オレオレ詐欺を始めとした特殊詐欺についても手口が巧妙化するなど、安心・安全で快適なまちづくりに向けた取組を継続していく必要があります。

そこで、より一層の防犯意識の高揚と地域防犯力の向上を図るとともに、「名古屋市暴力団排除条例」に基づき、市民生活や社会経済活動の場から暴力団を排除するよう、市、市民、事業者が連携・協力して、市民運動を展開していきます。

(2) スローガン

みんなで創ろう、安心・安全 なごや

「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」 3N(ない)

(3) 年間の重点事項

- 市民の身近で多発する犯罪被害の防止
- 女性、高齢者を犯罪から守る活動の推進
- 子どもの安全を守る活動の推進
- 暴力団排除活動の推進



(4) 推進する運動

(ア) 強調期運動

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ①春の生活安全市民運動 | 4月 1日～10日 (10日間) |
| ②夏の生活安全市民運動 | 7月 1日～10日 (10日間) |
| ③秋の生活安全市民運動 (全国一斉) | 10月11日～20日 (10日間) |
| ④年末の生活安全市民運動 | 12月 1日～20日 (20日間) |

(イ) 強調日運動

自転車盗難防止「ツーロックの日」 5月・11月の各26日

(5) 実施事項

市民の身近で多発する犯罪被害の防止

住宅対象侵入盗や自動車盗など、市民の身近で多発する犯罪は、ちょっとした心がけや簡単な防犯対策で、ある程度防ぐことができます。地域活動を活発に行い、自身や家庭・地域全体の防犯意識を高め、犯罪被害を防ぎましょう。

○家庭・地域では

- ・「自分や家族も犯罪の被害にあうかもしれない」という危機意識を持ち、普段から家庭内で防犯について話し合しましょう。
- ・普段から互いに声を掛け合い地域の連携を深めるとともに、防犯パトロールなどに参加し、犯罪の防止に努めましょう。
- ・防犯市民講座を受講するなど、防犯に関する知識を高めましょう。

★罪種別取組事項

<住宅対象侵入盗の被害防止>

- ・短時間の外出や家にいる時でもカギかけを徹底しましょう。
- ・窓に補助錠や警報機などをつけ、自宅の防犯性能を向上させるとともに、住宅の周囲や玄関、窓などの見通しを良くし、侵入されにくい環境をつくりましょう。
- ・普段からあいさつをする、長期間留守にするときは近所に声をかけるなど地域の連携を深め、空き巣等に対する地域の目を強化しましょう。

<自動車盗・部品ねらい・車上ねらいの被害防止>

- ・車両から離れるときは、短時間でもカギをかけましょう。
- ・ハンドルロック器具や警報機などの盗難防止機器を組み合わせて活用しましょう。
- ・明るく管理された見通しのよい駐車場を利用しましょう。
- ・スマートキーから常時発信している微弱な電波を悪用した「リレーアタック」を防止するため、電波を遮断する金属缶などにカギを保管しましょう。
- ・自動車のナンバープレートが悪用されないよう、盗難防止ネジを活用しましょう。
- ・車内に荷物を置かないようにしましょう。

<自転車盗の被害防止>

- ・駐車をするときは、管理の行き届いた明るい自転車駐車場を利用し、少しの間でも必ずカギをかけましょう。
- ・自転車盗難防止「ツーロックの日」(5月・11月の各26日)の活動に参加し、ツーロックを呼びかけましょう。

女性、高齢者を犯罪から守る活動の推進

ひったくり被害者の大半が女性です。また、オレオレ詐欺を始めとした特殊詐欺被害者の多くが60歳以上の方です。女性や高齢者をねらった卑劣な犯罪を防ぐため、防犯パトロールや啓発活動を行いましょ。

★罪種別取組事項

<ひったくりの被害防止>

- ・「ひったくり防止3B+N作戦」を実践して、バッグ（かばん）、バック（後ろ）、バイク（オートバイ）の【3つのB】に注意し、さらに自転車に乗るときは、前カゴに防犯ネット【N】をつけましょ。
- ・バッグは車道と反対側に持つなど、被害にあわないよう心がけましょ。
- ・注意力が散漫になる携帯電話やスマートフォンなどを使用しながら歩く「ながら歩き」はやめて、時々、後ろを振り返るなど周囲を警戒しましょ。

<特殊詐欺の被害防止>

- ・在宅中でも留守番電話にしておき、犯人と直接会話をしないようにしましょ。また、家族や親類、親しい人には在宅中でも留守番電話にしていることを伝えましょ。
- ・区役所職員などを名乗っての「還付金の手続きのためATMへ行け」は詐欺です。慌てず区役所などに還付金の有無を確認しましょ。また、携帯電話などを使用しながらATMを操作している高齢者を見かけたら、詐欺の被害を疑い、声を掛けましょ。
- ・他人に暗証番号を教えたりキャッシュカードを渡さないようにしましょ。電話でお金やキャッシュカードの話が出たら会話を打ち切って、家族や警察に相談しましょ。
- ・身に覚えのない利用料金の請求や、息子や孫を名乗り「カバンをなくした」、「会社に損害を与えた」などと言ってお金を要求する電話がかかってきたら、必ず家族や警察に相談し、すぐに振り込まない（手渡さない）ようにしましょ。
- ・有料サイト等の利用料金が未納のため訴訟を起こすといった内容のはがきやメールに記載された連絡先には電話しないようにしましょ。
- ・家族で集まる機会などを利用し、どのような手口があるか話し合うなど、家族全体で被害に遭わないように注意しましょ。

子どもの安全を守る活動の推進

子どもを犯罪から守るため、周りの大人が常に気を配りましょ。また、子ども自身で自分の身を守ることができるように家庭や学校で指導しましょ。

○家庭・地域・学校では

- ・子どもを犯罪から守る5つのおやくそく「**つ・み・き・お・に**」を繰り返し教え、習慣づけるようにしましょ。
「つ」…ついていかない 「み」…みんなといつもいっしょ
「き」…きちんと知らせる 「お」…おおごえで助けを呼ぶ 「に」…にげる
- ・防犯ブザーやホイッスルなどの防犯用品を玄関などの目につきやすい場所に置き、外出時には携帯させるようにしましょ。
- ・いざというときかけ込める「こども110番の家」の場所を子どもと一緒に確認し、「こども110番の家」の方とコミュニケーションをとるようにしましょ。
- ・登下校時の子どもの見守り活動や、不審者情報への対応など防犯対策を徹底しましょ。
- ・学校における防犯対策マニュアルに基づいて、訓練をしましょ。

暴力団排除活動の推進

暴力団が市民の生活、市内の事業活動及び青少年の健全な育成に不当な影響を与える存在であることを認識し、市、市民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進しましょう。

○地域・事業者において

- ・市民の安全で平穏な生活を守るため、警察等関係機関との連携を一層強化し、地域住民が一体となって暴力団の排除のための活動を推進しましょう。
- ・暴力団を恐れることなく毅然と対応し、トラブル解決などに暴力団を利用しないようにするとともに、暴力団から不当な要求を受けた場合は、警察や弁護士等に相談しましょう。
- ・事業活動において、暴力団を恐れず、暴力団を利用しない、暴力団に協力しない、暴力団と交際しないよう努め、暴力団の利益にならないようにしましょう。

○学校・家庭では

- ・テレビ、映画等で暴力団を美化する風潮もある中で、その影響を受けやすい青少年に対して、暴力団の真の実態等を正しく理解させるよう努めましょう。

3 広報啓発活動の強化（交通・生活安全共通）

広報啓発活動の強化

イベント・会議などあらゆる機会をとらえ、様々な広報媒体を通じて広報啓発を実施し、交通安全・生活安全に取り組みましょう。

- ・各種の街頭啓発活動を工夫して取り組むほか、各強調期運動のポスターを学校や地域、事業所等に掲出するなど広報啓発を行いましょ。
- ・百貨店やスーパー、商店街、公共施設などにも協力を求め、市民の交通安全意識及び防犯意識の高揚に努めましょ。

4 推進要領（交通・生活安全共通）

- (1) 交通・生活安全市民会議の各加盟団体は、市民の交通安全及び生活安全の意識の高揚を図るため、関係機関と相互に連絡調整及び情報交換を行い、実施事項を参考に効果的な運動を推進ましょ。
- (2) 区安心・安全で快適なまちづくり協議会や学区連絡協議会は、地域ぐるみの交通安全運動及び生活安全運動を活発に展開ましょ。
- (3) 強調期運動及び強調日運動に際しては、各期に作成する運動実施要綱に従い、地域や各団体の実情に応じた効果的な活動を展開ましょ。

交通事故死ゼロの日実施要領

◆ 趣 旨

「交通事故死ゼロの日」は、県内一斉の活動として、本市においても地域の实情に応じた市民参加によるキャンペーンを展開し、交通死亡事故の防止を図るものです。

◆ 実施日

毎月10日、20日、30日

◆ 実施内容

1 街頭活動の強化

- ・ 歩行者・自転車利用者の保護誘導や自転車利用者に対する安全な乗り方の指導を行う。
- ・ 通学（園）路、生活道路、交差点等の事故多発場所の安全点検活動を行う。
- ・ 違法駐車、道路不法占有物件等の排除活動を行う。

2 交通安全教育の推進

- ・ 高齢者・自転車利用者の交通安全教室や交通安全講話、講演会等を開催する。

3 広報紙や広報車等による広報活動の強化

全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用徹底運動実施要領

◆ 趣 旨

シートベルト・チャイルドシートの交通安全上の有効性については実証されていることから、シートベルト・チャイルドシートの着用率100%をめざすものです。

◆ 実施方法

○シートベルト・チャイルドシートの日

- ・ 毎月20日に実施
- ・ 交差点等で、シートベルトサイン板等により、走行車両に対し着用を呼びかける。

○シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間

2月に強化旬間（11日～20日）を設け、集中的に啓発活動を実施する。

○県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所

上記シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間の期間中に行われる「県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所」に参加し、着用率実態調査、啓発活動などを行う。

「高齢者交通安全週間」実施要領

◆ 趣 旨

高齢化が進行する中、高齢者の交通死亡事故は全体の半数以上を占めています。家庭や地域から交通安全のひと声をかけて、高齢者自らや高齢者の周囲も交通安全意識を高め、運転者に思いやりの意識の浸透を図るなどして、交通事故防止を図るものです。

◆ 実施日 9月14日～20日

◆ 実施事項

1 街頭活動の強化

- ・ 街頭における啓発活動を行う。

2 交通安全教育の推進

- ・ 高齢者の交通安全教室や家庭訪問による個別指導を通じて、反射材の普及を図る。
- ・ 交通安全講話、講演会等を開催する。

3 広報紙等による広報活動の強化

自転車盗難防止「ツーロックの日」実施要領

◆ 趣 旨

自転車安全利用促進強調月間（5月、11月）の各26日を「ツーロックの日」と定め、自転車盗難防止の啓発活動を実施するもの。

◆ 実施日 5月、11月の各26日

◆ 実施内容

駅利用者などに自転車用ワイヤー錠を配布し、ツーロックの呼び掛けを行い、防犯意識を喚起する。

名古屋市交通・生活安全市民会議

「名古屋市交通・生活安全市民会議」は、交通安全及び生活安全の市民運動推進のために設立されたものです。

これからも、名古屋市・愛知県警察などと共に、交通事故の減少・犯罪防止のために積極的に活動していきます。

加盟団体（順不同）

名古屋市区政協力委員議長協議会

名古屋市商店街振興組合連合会

名古屋市民生委員児童委員連盟

名古屋市子ども会連合会

名古屋市地域女性団体連絡協議会

名古屋市立小中学校PTA協議会

名古屋市立小中学校長会

名古屋市私立幼稚園協会

愛知県交通安全協会

愛知県自動車会議所

名古屋青年会議所

名古屋市防犯協会連合会

名古屋民間保育園連盟

名古屋市老人クラブ連合会

名古屋市青年団体協議会

名古屋サークル連絡協議会

日本ボーイスカウト愛知連盟名古屋地区協議会連合会

ガールスカウト愛知県連盟名古屋地区協議会

名古屋市立高等学校PTA協議会

愛知県公立高等学校長会

名古屋市立高等学校長会

名古屋市立幼稚園長会

愛知県私学協会名古屋支部

名古屋市保育園長会

名古屋保育士会

愛知県安全運転管理協議会

愛知県指定自動車教習所協会

名古屋商工会議所

日本労働組合総連合会愛知県連合会名古屋地域協議会

名古屋市医師会

愛知県弁護士会

名古屋人権擁護委員協議会

愛知県石油業協同組合

愛知県警備業協会

愛知県セルフガード協会

暴力追放愛知県民会議

千種区安心・安全で快適なまちづくり協議会

東区安心・安全で快適なまちづくり推進協議会

北区安心・安全で快適なまちづくり推進協議会

西区安心・安全で快適なまちづくり協議会

中村区安心・安全で快適なまちづくり推進協議会

中区安心・安全・快適なまちづくり推進協議会

昭和区安心・安全で快適なまちづくり推進協議会

瑞穂区安心・安全で快適なまちづくり協議会

熱田区安心・安全で快適なまちづくり推進協議会

中川区安心・安全で快適なまちづくり協議会

港区安心・安全で快適なまちづくり協議会

南区安心・安全で快適なまちづくり協議会

守山区安心・安全で快適なまちづくり協議会

緑区安心・安全で快適なまちづくり協議会

名東区安心・安全で快適なまちづくり協議会

天白区安心・安全で快適なまちづくり協議会

名古屋市

名古屋市交通・生活安全市民会議

編集 スポーツ市民局地域安全推進課 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 (〒460-8508)

電話 (052) 972-3124 FAX (052) 972-4823